

「医療 DX・AI 活用による業務効率化推進業務委託」契約結果

医療 DX・AI 活用による業務効率化推進業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

医療 DX・AI 活用による業務効率化推進業務委託

2 委託業務内容

AI を活用して成果を上げている病院へのヒアリング調査、調査結果や診療報酬改定を踏まえた導入ガイド作成等を通じ、市内医療機関の医療 DX・AI 活用を推進するものである。

3 契約の相手方

株式会社NTT データ経営研究所

4 契約金額

9,999,990 円

5 契約日

令和8年7月6日

6 契約方法

プロポーザルによる単独随意契約

7 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社NTT データ経営研究所	464 点	1

8 評価基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

9 評価委員会開催経過

(1) 開催日時

令和8年5月12日(火) 13時00分から14時30分まで

(2) 開催場所

横浜市庁舎 13 階 N03 会議室

(3) 出席状況

出席 5 人／委員数 5 人（充足率 100%）

10 問合せ先

横浜市医療局地域医療課 横倉、横山 電話 045-671-2993

医療DX・AI活用による業務効率化推進業務委託提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は128点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

なお、(3)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

- (1) 成果物の作成における、病院が導入に向けて活用できる「DX・AI導入ガイド」の作成方針及び構成案
- (2) 成果物の作成における、AI導入の「効果・課題整理レポート」の作成方針及び構成案
- (3) AI活用の効果・課題に関するヒアリング調査における、対象病院の選定理由

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、プロポーザル評価表（別添）のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

評点はA＝5点、B＝3点、C＝1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば、評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば、評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば、評価点は $1点 \times 2 = 2点$

※「ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組」の項目においては、該当している＝1点、該当していない＝0点とします。

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%（小数点第一位切り捨て）を基準点とします

評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合 満点：640点、基準点：384点

評価委員4人が評価委員会に出席した場合 満点：512点、基準点：307点

なお、基準点に達しない場合は不適格とします。

【プロポーザル評価表】

別添

評価項目		評価の着目点	評価			評価	比率	配点
			A（5点）	B（3点）	C（1点）			
業務経歴		【業務経歴】以下のいずれかの実施があるか。 ・DX・AI活用若しくはデジタル化推進に関する調査・研究業務、又はこれに準ずる業務の全部若しくは一部の実施 ・医療機関若しくは自治体の保健医療・福祉分野に関する調査・研究業務、又はこれに準ずる業務の全部若しくは一部の実施	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
実施担当者制・		・当該業務の受託に際し、十分な実施体制が敷かれているか。 ・担当者（管理責任者及びプロジェクトマネージャーを含む）の経歴は、当該業務の受託に際し、十分なもののか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
業務方針実施		・業務説明資料の「4 背景」、「5 業務目的」及び「6 業務概要」を理解した上で、実施方針が示されているか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		業務説明資料「7 委託スケジュール」を踏まえた具体的なスケジュールや業務計画が示されているか。	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
各業務の実施手法	（1）AI活用効果・課題に関するヒアリング調査	ア 対象病院 選定において、以下のすべてが満たされているか。 ①4病院以上が候補として記載されている。 ②病床機能及び病床数に大幅な偏りが生じていない。 ②少なくとも1病院は、横浜市内の病院が含まれている。 ④少なくとも2病院は、令和8年診療報酬改定における以下の要件のいずれかを満たしている。 ・看護業務の3領域（見守り・記録作成・情報共有）において ICT、AI、IoTの機器等を活用していること。 ・医師事務作業補助業務における生成AIの活用（文書作成補助等）を実施していること。	優れている	要件を満たしている	要件を満たしていない		×1	5点
		ア 対象病院 選定理由が明確であり、業務目的に合致しているか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		イ ヒアリング項目 追加項目を提案している場合は、追加理由が明確で妥当か。	明確で妥当である	提案されていない 又は Aに該当しない		×1	5点	
	（2）国・他都市等の動向調査	令和8年度診療報酬改定における算定要件の整理方針、整理方法（図表・フロー等）の分かりやすさ	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
		上記の「DX・AI導入ガイド」への反映方針の妥当性	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
		診療報酬改定算定要件以外の国・他都市の情報収集について提案している場合は、業務目的との関連性が明確で妥当であるか。	関連性が明確で妥当である	提案されていない 又は Aに該当しない		×1	5点	
	（3）市内病院のAI活用状況・導入意欲調査	調査・分析方法の方針は、業務目的の達成に向けて妥当であるか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		目標回答率の設定は妥当か（根拠があるか）、達成の工夫が提案されているか。	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
	（4）成果物の作成	ア AI導入の「効果・課題整理レポート」 ・作成方針及び構成案は、業務目的の達成に向けて妥当であるか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		ア AI導入の「効果・課題整理レポート」 ・追加項目案を提案している場合は、追加理由が明確で妥当か。	明確で妥当である	提案されていない 又は Aに該当しない		×1	5点	
		イ 病院が導入に向けて活用できる「DX・AI導入ガイド」 ・作成方針及び構成案が、暫定版と正式版でそれぞれ示されているか。 ・上記は、業務目的の達成に向けて妥当であるか。	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		イ 病院が導入に向けて活用できる「DX・AI導入ガイド」 ・追加項目案を提案している場合は、追加理由が明確で妥当か。 ・暫定版の追加掲載項目案を提案している場合は、追加理由が明確で妥当か。	明確で妥当である	提案されていない 又は Aに該当しない		×1	5点	
		ウ 「市内病院のAI活用状況・導入意欲調査」結果 追加の記載項目が提案されている場合、調査の目的との関連性が高く、結果報告の質向上に資する内容であるか。	目的との関連性が高く、 質向上に資するものである	提案されていない 又は Aに該当しない		×1	5点	
	（5）セミナー開催	セミナーの目的とプログラム案は、事業目的と合致しているか。	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
小計						____/120		
評価項目	評価の着目点	評価			評価	比率	配点	
		（1点）	（0点）	（－）				
ワークライフバランスに関する取組・障害者雇用・健康経営	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している（従業員101人未満の場合のみ加算）。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している（従業員101人未満の場合のみ加算）。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）を取得している。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	よこはまグッドバランス企業認定を取得している。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定されている。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）。	該当している	該当していない	－		×1	1点	
	次の認定のうち、いずれか1つ以上の認定若しくは認証を受けている。 ・健康経営銘柄 ・健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人） ・横浜健康経営認証クラスAAA又はクラスAA	該当している	該当していない	－		×1	1点	
小計						____/8		
合計点						____/128		